二　法第十条第一項第三号の事業を行う組合を代表する理事（当該組合の常務に従事する理事及び経営管理委員設置組合を代表する理事を除く。）次に掲げる場合

イ　（略）

ロ　農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号。以下「平成二十七年改正法」という。）附則第十三条第一項に規定する組織変更後の農業協同組合連合会（以下「組織変更後農業協同組合連合会」という。）であって、同条第五項第三号及び第四号の事業を行うものの常務に従事する役員（経営管理委員を除く。）となる場合

ハ　（略）

三　（略）

2　（略）

（組織変更後農業協同組合連合会に係る名称の使用制限に関する特例の要件）

第二百四十条　平成二十七年改正法附則第十八条の農林水産省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一　その行う事業が平成二十七年改正法附則第十三条第五項に規定する事業の全部又は一部のみであること。

二　（略）

三　会員に出資をさせないこと。

四　その定款に剰余金の配当をする旨の定めがないこと。

五　その定款に解散したときはその残余財産が特定の個人又は団体（国、地方公共団体及び次に掲げる法人を除く。）に帰属する旨の定めがないこと。

イ　公益社団法人又は公益財団法人

ロ　その目的と類似の目的を有する一般社団法人又は一般財団法人

ハ　組織変更後農業協同組合連合会のうち、平成二十七年改正法附則第十八条の規定により、その名称中に、引き続き農業協同組合中央会という文字を用いるもの

（監査事業に従事する者の資格）

第二百四十一条　平成二十七年改正法附則第十九条第二項の農林水産省令で定める資格は、次のいずれにも該当する者（以下「農業協同組合監査士」という。）であることとする。

一　（略）

二　農業協同組合監査士試験に合格した後、監査事業に従事する者となるのに必要な技能を修習するため、存続中央会若しくは組織変更後農業協同組合連合会における平成二十七年改正法第一条の規定による改正前の法（以下「旧農協法」という。）第七十三条の二十二第一項第二号の事業を担当する部課若しくは監査事業を担当する部課（次号において「監査担当部課」という。）又は公認会計士若しくは監査法人における組合の監査を担当する部課に一年以上在籍し、組合の監査事業の実務についての補習を受けたこと。

三　（略）

2～6　（略）

二　法第十条第一項第三号の事業を行う組合を代表する理事（当該組合の常務に従事する理事及び経営管理委員設置組合を代表する理事を除く。）次に掲げる場合

イ　（略）

ロ　農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号。以下「平成二十七年改正法」という。）附則第十三条第一項に規定する組織変更後の農業協同組合連合会であって、同条第五項第三号及び第四号の事業を行うものの常務に従事する役員（経営管理委員を除く。）となる場合

ハ　（略）

三　（略）

2　（略）

（組織変更後の農業協同組合連合会に係る名称の使用制限に関する特例の要件）

第二百四十条　平成二十七年改正法附則第十八条の農林水産省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一　その主たる事業が平成二十七年改正法附則第十三条第五項に規定する事業の全部又は一部であること。

二　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（監査事業に従事する者の資格）

第二百四十一条　平成二十七年改正法附則第十九条第二項の農林水産省令で定める資格は、次のいずれにも該当する者（以下「農業協同組合監査士」という。）であることとする。

一　（略）

二　農業協同組合監査士試験に合格した後、監査事業に従事する者となるのに必要な技能を修習するため、存続中央会若しくは平成二十七年改正法附則第十三条第一項に規定する組織変更後の農業協同組合連合会（次号及び第二百四十三条において「組織変更後農業協同組合連合会」という。）における平成二十七年改正法第一条の規定による改正前の法（以下「旧農協法」という。）第七十三条の二十二第一項第二号の事業を担当する部課若しくは監査事業を担当する部課（次号において「監査担当部課」という。）又は公認会計士若しくは監査法人における組合の監査を担当する部課に一年以上在籍し、組合の監査事業の実務についての補習を受けたこと。

三　（略）

2～6　（略）